

【別表2の1】

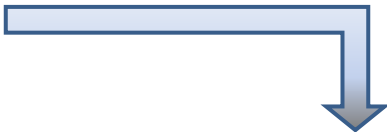
いじめ(暴力を伴う場合を含む)が疑われる場合	
本人・保護者の訴え	職員目撃や疑いの報告



担任が対応し、学年主任は速やかにいじめ対策委員会に報告する。



いじめ対策委員(担任・該当学年主任・学年生徒指導部教諭)が対応し、被害生徒から事情を聞く。 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の精神状態に配慮しながら、できるだけ2名で聴く。 暴力の痕跡(アザ等)や、衣服の汚れ・損傷がないか確認する。 本人をしっかりと保護し、安心感を持てるようにする。



加害生徒から事実確認。場合によっては第三者からも情報収集する。 <ul style="list-style-type: none"> 多角的に情報を収集し、内容の整合性を図り事実を正確につかむ。 2名以上で対応し、対象生徒が複数の場合、できるだけ同時に対応する。
--



「いじめ対策委員会」を招集し情報共有。 → → 生徒指導措置会議(担任・各学年主任・生徒指導主事・生活指導係・生徒指導部各係主任)指導方針の決定・役割分担を明確化する。 関係生徒及びその保護者等へ調査結果及び指導・支援に係る方針を説明する。



被害生徒に対して <ul style="list-style-type: none"> 本人・保護者に対し、必要に応じて医療機関での受診を勧める。 報復等、二次的被害の恐れがある場合には、本人・保護者の意向を聞いたうえで、保健室等で保護する。 学校全体で守っていくことを、本人・保護者に伝える。 本人の意向を聞きながら、必要に応じて相談支援係・外部カウンセラー・医療機関による心のケアを行う。 一定期間の後、クラス内の様子を、職員や生徒、保護者から情報収集して、いじめの継続を確認する。 いじめを解決(回避)する方法について、共に考える。



いじめた生徒との人間関係の修復には、本人の意向を尊重し、時間をかけて行うようにする。

加害生徒に対して 別室での特別指導が必要な場合(内規に準じて進める) 《指導の内容》 <ul style="list-style-type: none"> 「いかなる理由があっても、いじめは決して許されない」ことを理解させる。 いじめた理由や動機から、本人の心の内面を理解する。 本人の良い面を発見させ、それを生かすような具体的な行動を考えさせる。 作業や奉仕活動しながら人の役に立つ体験をさせ、一人で生きているのでなく支え合って生きていることを体験させ、望ましい人間関係づくりを実感する。



被害生徒への謝罪 <ul style="list-style-type: none"> 被害生徒の意向を尊重して行う。
--



犯罪行為として扱われるべきものと認められる、もしくは、その可能性が疑われる場合は警察・児童相談所に通報・相談し、速やかに県教育委員会に報告。